

太陽光発電設備からの電力受給に関する重要事項説明書

2024年3月

本書は、お客さまが、芝浦電力株式会社（以下「当社」といいます。）に太陽光発電設備からの電力受給契約（以下「太陽光余剰電力買取サービス」といいます。）をお申し込みいただく上でお客さまにご理解いただく必要のある重要事項について、説明するものです。

なお、太陽光発電設備からの電力受給に関する契約要綱（以下「要綱」といいます。）については、当社ホームページ（https://www.shibaura-electricity.com/individual_ng/purchase/）で、ご確認ください。

❖ お申込みについて

- ・ あらかじめ要綱を承認のうえ、当社所定の様式によってお申込みをいただきます。ホームページからお申込みできます。
- ・ お申込み後内容によっては手続き完了まで1ヶ月ほどかかる場合がございます。
- ・ **お手続きが完了いたしましたら【完了通知書】をお送りさせていただきます。**

❖ ご契約条件

- ① 対象のニューガイア管理マンションに居住していること。
- ② 当社と電気需給契約を締結していること。（電気ご使用の契約をいただいていること。）
- ③ 固定価格買取制度(FIT)の買取期間（10年）が満了していること。（事前に九州電力から通知が届きます。）

❖ 契約期間

- ・ 契約期間は太陽光余剰電力買取サービスが成立後、電力受給を開始した日から11月の検針日の前日までといたします。
- ・ 契約期間満了に先だって太陽光余剰電力買取サービスの終了についての申入れがない場合、契約期間満了後1年ごとに同一条件で更新されるものとします。

❖ 買取単価

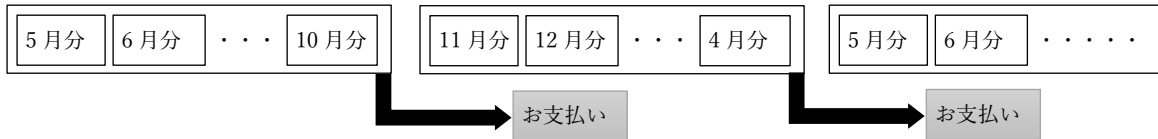
対象となるマンション	買取単価
ニューガイア四季彩の丘、ニューガイア高野、ニューガイア博多東 ニューガイア空港通り、ニューガイア大刀洗、サンガイア和賀 ニューガイアサンコーポフジシン、ニューガイアソーラレ葛原 ニューガイアソーラレ下石田	30.00 円/kWh

当社は、買取単価について変更がある場合は、その効力発生日を定め、1か月前までに当社のホームページへの掲載その他当社が適当と判断した方法により通知いたします。

❖ お支払いについて

- ・ **お支払いは6か月毎の年2回**（5月から10月までの料金は12月末日、11月から翌年4月までの料金は翌年6月末日）、お客さまの指定する金融機関の口座に振込みいたします。

<お支払いまでの流れ>



- ・ 退去の場合は最終検針日から3か月後の月末日に支払うものとします。
- ・ お支払い日が金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日にお支払いさせていただきます。
- ・ 毎月の電気代に未払いがある場合は、余剰電力買取金額から差し引く場合がございます。
- ・ **毎月の料金明細書は当社ホームページ上の「お客さまページ」よりご覧いただけます。**
料金明細書の郵送を希望される場合の発行手数料は、1通ごとに税込150円となります。6か月毎の振込み時のみ発行可能です。発行手数料は買取金額より差し引かせていただきます。

❖ その他の重要なお知らせ

- ・ 解約を希望される場合は3か月前までにお申し出ください。
(電気需給契約だけ、もしくは太陽光余剰電力買取サービスだけの解約はできません。)
- ・ 太陽光発電に関しては、制度変更や市場変化により太陽光余剰電力買取サービスの内容が変更になる可能性があります。あらかじめご了承ください。
- ・ 発電保証は一切いたしません。(天候、機械の故障、計量器の無計量、災害、等)
- ・ **次の各号の一つに該当したときは、当社は、太陽光余剰電力サービスを終了することができるものとします。なお、当該サービスの終了通知は、当社ホームページへの掲載その他の適当な方法により行い、当該通知後、最初に迎える検針日を以って、当該サービスは終了するものとする。**
 - ① お住まいのマンションの所有者が変更になることが明らかになった場合
 - ② お住まいのマンションの所有者と株式会社ニューガイアとの間で締結したマンション管理契約が終了することが明らかになった場合

小売電気事業者

芝浦電力株式会社（登録番号：A0250）

（住所）福岡市中央区那の津三丁目9番1号

ザ ニューガイア ビルディング天神北

お問い合わせ窓口

芝浦電力株式会社 電話番号 092-718-0051

月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時